#### 第64号議案

土地及び建物の処分について

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

提出者 大田区長 鈴 木 晶 雅

土地及び建物の処分について

下記のとおり土地及び建物を処分する。

記

1 土地の表示

所 在 静岡県伊東市八幡野 1151 番 36

地 目 宅地

地 積 11,815,91 平方メートル

2 建物の表示

所 在 静岡県伊東市八幡野 1151 番 36

構 造 鉄筋コンクリート造地下1階付2階建(建物1)

木造、コンクリートブロック造1階建(建物2)

コンクリートブロック造1階建(建物3)

コンクリートブロック造1階建(建物4)

鉄筋コンクリート造1階建(建物5)

床 面 積 延床面積 3,017.79平方メートル (建物1)

延床面積 143.50 平方メートル (建物2)

延床面積 21.00 平方メートル (建物3)

延床面積 93.44 平方メートル (建物 4)

延床面積 9.00 平方メートル (建物 5)

3 契約の方法 一般競争入札による契約

4 処分金額 金6,216万円

内 訳 土 地 金6,216万円

建物 金0円

5 契約の相手方 渋谷区神南一丁目 22番9号

株式会社NSグループ

代表取締役 荻 野 勝 朗

### (提案理由)

#### 第65号議案

大田区立大森第一中学校校舎棟外壁改修工事 (Ⅱ期) 及びサッシュ改修その他工事請負契約について

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

提出者 大田区長 鈴 木 晶 雅

大田区立大森第一中学校校舎棟外壁改修工事(Ⅱ期)及びサッシュ改修その他工事請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

1 契約の目的 大田区立大森第一中学校校舎棟外壁改修工事(Ⅱ期)及び サッシュ改修その他工事

外壁改修工事

サッシュ改修工事

防水改修工事

鉄部塗装改修工事

- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金4億6,200万円
- 4 契約の相手方 大田区蒲田四丁目 45番9号

小川建設株式会社

代表取締役 小 川 健

5 工 期 契約有効の日から令和8年11月27日まで

(提案理由)

#### 第66号議案

大田区立矢口西小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約について 上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

提出者 大田区長 鈴 木 晶 雅

大田区立矢口西小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約について 下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

1 契約の目的 大田区立矢口西小学校校舎改築その他機械設備工事

2 契約の方法 随意契約による契約

3 契約金額 金12億1,176万円

4 契約の相手方 中央区新川一丁目 17番 22号

松井建設株式会社 東京支店

取締役常務執行役員支店長 金 子 勇

5 工 期 契約有効の日から令和11年7月31日まで

(提案理由)

#### 第67号議案

大田区産業プラザ大規模改修機械設備工事請負契約について 上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

提出者 大田区長 鈴 木 晶 雅

大田区産業プラザ大規模改修機械設備工事請負契約について 下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

1 契約の目的 大田区産業プラザ大規模改修機械設備工事

2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約

3 契約金額 金34億1,000万円

4 契約の相手方 大田区蒲田三丁目 23 番 7 号

株式会社マサルファシリティーズ

代表取締役 山 崎 栄一郎

5 工 期 契約有効の日から令和9年10月29日まで

(提案理由)

#### 第68号議案

大田区立東調布中学校校舎(棟番号①-1、2ほか)取壊し工事請負契約 について

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

提出者 大田区長 鈴 木 晶 雅

大田区立東調布中学校校舎 (棟番号①-1、2ほか) 取壊し工事請負契約 について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

1 契約の目的 大田区立東調布中学校校舎(棟番号①-1、2ほか)取壊し工事

校舎取壊し工事

外構撤去工事

- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金3億2,791万円
- 4 契約の相手方 大田区本羽田三丁目2番14号

金沢商店株式会社

代表取締役 金 沢 宗 浩

5 工 期 契約有効の日から令和8年7月31日まで

(提案理由)

#### 第69号議案

教師用指導書(中学校)の購入について 上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

提出者 大田区長 鈴 木 晶 雅

教師用指導書(中学校)の購入について 下記のとおり物品を購入する。

記

1 購入の目的 教科書の採択に伴う、教師用指導書(中学校)の購入

2 購入する物品 教師用指導書(中学校) 1,228冊

3 契約の方法 随意契約による契約

4 契約金額 金6,658万7,950円

5 契約の相手方 大田区南千東一丁目 12番4号

東京教科書供給株式会社

代表取締役社長 松 枝 武

6 納 期 令和7年4月30日

(提案理由)

#### 第70号議案

香川合流改善貯留施設立坑設置工事請負契約の変更について 上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

提出者 大田区長 鈴 木 晶 雅

香川合流改善貯留施設立坑設置工事請負契約の変更について 下記のとおり契約の一部を変更する。

記

- 変更する事項
  契約金額及び工期
- 2 変更する内容
  - (1)契約金額

当 初 金 額 金28億6,550万円

第1回変更後金額 金28億9,295万6,000円

第 2 回変更後金額 金 29 億 661 万 8,000 円

第3回変更後金額 金29億8,307万9,000円

第4回変更後金額 金30億789万5,000円

今回変更後金額 金36億6,498万円

#### (2)工 期

当 初 工 期 令和6年3月14日

第1回変更後工期 令和6年11月7日

第2回変更後工期 令和7年2月7日

第3回変更後工期 令和7年3月26日

今回変更後工期 令和7年7月29日

(提案理由)

令和4年第1回区議会定例会において議決された、呑川合流改善貯留施設立坑設置工事請負契約について、工事請負契約書約款第25条第6項(インフレスライド条項)を適用したこと及び近隣の住環境に配慮したことにより、立坑の掘削作業に要する日数が増加したことなどのため、大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例(昭和39年条例第5号)第2条の規定に基づき、この案を提出する。

#### 第71号議案

大田区立馬込第三小学校校舎(棟番号①-1ほか)取壊しその他工事請負 契約の変更について

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

提出者 大田区長 鈴 木 晶 雅

大田区立馬込第三小学校校舎 (棟番号①-1ほか) 取壊しその他工事請負 契約の変更について

下記のとおり契約の一部を変更する。

記

- 変更する事項
  契約金額及び工期
- 2 変更する内容
  - (1)契約金額

当 初 金 額 金 5 億 930 万円 今回変更後金額 金 5 億 5,838 万 2,000 円

(2)工 期

当 初 工 期 令和7年10月31日

今回変更後工期 令和8年3月13日

#### (提案理由)

令和6年第2回区議会定例会において議決された、大田区立馬込第三小学校校舎(棟番号①-1ほか)取壊しその他工事請負契約について、アスベスト含有建材を処理する必要が生じたため、大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例(昭和39年条例第5号)第2条の規定に基づき、この案を提出する。

#### 第72号議案

都市公園を設置すべき区域の決定について

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

提出者 大田区長 鈴 木 晶 雅

都市公園を設置すべき区域の決定について

下記のとおり都市公園を設置すべき区域を決定する。

記

1 公園の名称 仮称羽田空港公園

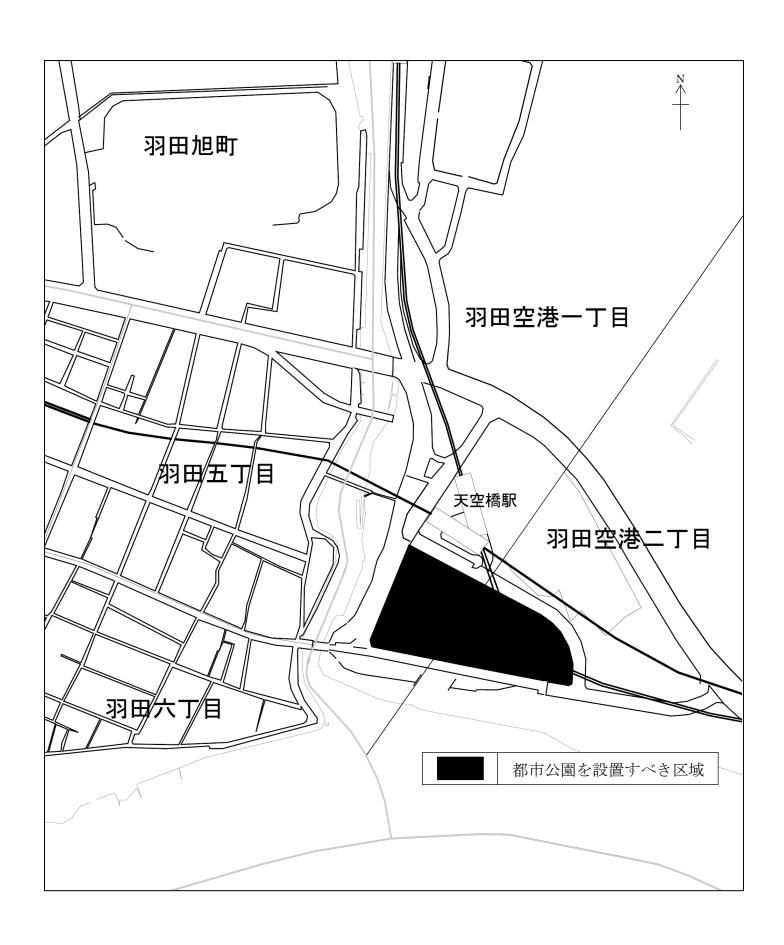
2 区 域 大田区羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目各地内

3 面 積 約3.3ha

(提案理由)

都市公園を設置すべき区域を決定する必要があるため、都市公園法(昭和 31 年法律第79号)第33条第5項の規定に基づき、この案を提出する。

## 都市公園を設置すべき区域図



#### 第73号議案

大田区立元羽田児童公園の廃止について

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

提出者 大田区長 鈴 木 晶 雅

大田区立元羽田児童公園の廃止について

下記のとおり公園を廃止する。

記

1 廃止する公園 大田区立元羽田児童公園

2 所 在 大田区本羽田二丁目 10 番 8 号

3 面 積 228.27 平方メートル

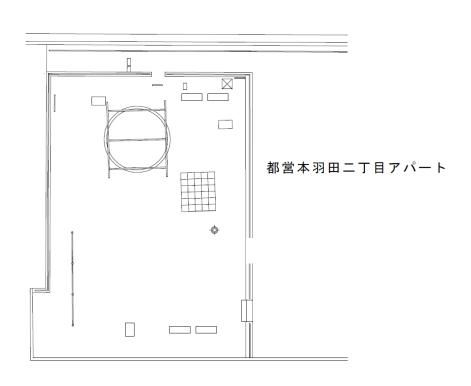
4 廃止の期日 令和7年6月30日

(提案理由)

都営住宅の建替えに伴い、公園敷地の全部を土地所有者である都に返還することから、大田区立元羽田児童公園を廃止するため、大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例(昭和39年条例第5号)第5条の規定に基づき、この案を提出する。

# 大田区立元羽田児童公園平面図 大田区本羽田二丁目 10番8号





案 内 図



### 第74号議案

大田区立南一児童公園の廃止について

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

提出者 大田区長 鈴 木 晶 雅

大田区立南一児童公園の廃止について 下記のとおり公園を廃止する。

記

1 廃止する公園 大田区立南一児童公園

2 所 在 大田区南蒲田一丁目 17番 14号

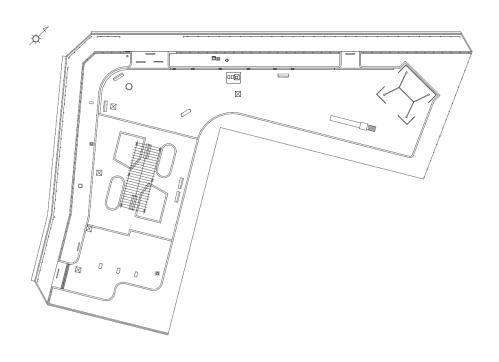
3 面 積 771.25 平方メートル

4 廃止の期日 令和7年6月30日

(提案理由)

都営住宅の建替えに伴い、公園敷地の全部を土地所有者である都に返還することから、大田区立南一児童公園を廃止するため、大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例(昭和39年条例第5号)第5条の規定に基づき、この案を提出する。

# 大田区立南一児童公園平面図 大田区南蒲田一丁目 17番 14号



案 内 図

